

令和5年度 第2回

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：令和5年6月28日（水）13時00分～14時15分

場 所：西宮市役所本庁舎2階 A252 会議室

出席者：【委員】直田春夫（会長）、関嘉寛（副会長）、西明直子、清水明彦、荒木信夫、江草淑訓

【事務局】市民局 局長 堂村武史、コミュニティ推進部 部長 中塚和雄、

政策局 参与 吉田巖一郎、市民協働推進課 課長 中尾篤也、同係長 武光真一、

同主査 石田真莉子、同主査 黒木千聖、政策推進課担当課長 武林秀孝

欠席者：【委員】廣田瑞穂、岸岡裕昭

1. 開会

- ・吉田政策局参与及び武林政策推進課担当課長が他の公務のため退席。
- ・傍聴に関する取扱いについて
→1名の傍聴を許可した。

2. 審議事項

議題1 西宮市参画と協働の推進に関する条例の見直しについての提言書について

○会長

- ・議題1の説明を事務局よりお願いしたい。

○事務局

- ◆中尾市民協働推進課長より、議題1について説明。

○会長

- ・市職員の役割や政策形成力の向上・見える化等については自治基本条例に規定されることが多く、参画協働条例に入れるかという議論はある。市職員が参画と協働だけを頑張ればよいという話ではなく、行政全体に関わる話なので、広くカバーできる場所に位置づけるのが綺麗。どのように位置づけるかは今後の課題になろうかと思う。
- ・提案書案は、本委員会で議論して出た意見を整理したもの。皆さんと合意ができれば、後日、市長に提案書として提出する。提案書案について、自由に意見を出していただき、修正していきたい。

○委員

- ・「市」と「市の機関」という言葉の使い分けはどのようになっているか。

○会長

- ・「市」という場合、基本的には議会も含まれる。議会と執行機関、要するに、市長以下を合わせたものを一般的に「市」という。

- ・この条例では、議会はほとんど扱われていない。

○事務局

- ・提言書で指す「市」は、「市民等」との対比として使われている。

○会長

- ・「市」というと議会を含むのが学問的には常識なので、誤解を招くといけない。
- ・世の中の一般的な定義に合わせなければ、ここだけの特殊な定義をするわけにはいかない。

○事務局

- ・語弊がある部分については手を加え、正確に記載した方がいい。
- ・委員会意見の中には「市民」と「市民等」という表現が混在している。個人の市民に限らず、地域や民間企業、事業者等を含める場合は「市民等」という言葉を使っているが、個人の市民を指している部分は「市民」という形で残し、包括的に「市と市民等」を指す部分については「市民等」という表記のままとする。全体を見直し、齟齬があれば修正したい。

○委員

- ・「市民」と「市民等」の使い分けはわかりやすいが、「市」と「市の機関」についてはよくわからない。条例策定時にきちんと定義されているはずなので、確認した方がいい。
- ・第8条第3項に「提案者と意見を交換する場を設けることができる」と規定されているが、「できる」という表現が引っかかっている。もう少し市民に寄り添った方がいいのではないか。

○事務局

- ・皆様から意見をいただいているとおり、提言書を受けて、条例の規定があるだけでなく運用面の改善につながっていかなければ、参画と協働は進みにくい。今期ではここまで洗い出しをしていただいたので、次期の委員会では、これまでの意見も踏まえ、より運用が進むように、条文への反映もしくは運用面でのルールづくりに向けた意見をいただきたいと考えている。
- ・3ページの「民間同士」という表現については、委員の発言をそのまま記載している。「民間」というと企業的なイメージがあるが、ここでは市民等を含めたものだと考えられるため、この表現は「市民等」に置き換えてはいかがか。

○委員

- ・「市民等相互の」というような表現になるかと思う。

○会長

- ・企業の場合は「民間企業」というようにセットで使うか、単に「企業」と言うので、「民間同士」でも問題ないのではないか。

○事務局

- ・意見があった「相互」という表現もいいと思う。少し書きぶりを変えても問題ないか。

○会長

- ・一般的に「官」に対して「民間」や「民」という言い方をされるので、「官」以外のものは全部と捉えると、実質的には「市民等」と同じ意味になる。

○委員

- ・第 17 条の委員会意見にある「民々」という言葉がわかりにくいと感じた。

○会長

- ・「民間同士」という表現のほうがわかりやすいかもしれない。
- ・「市民同士」という言葉も使われており、整理が必要。委員がそのように表現したのであれば、そのままでも問題ない。

○事務局

- ・委員の表現のまま記載している。

○会長

- ・統一する必要はないかもしれない。発言者の表現をそのまま記載しているので、後で受け取った側が次のステップでどのように直していくかということ。

○事務局

- ・提言書の書き方について、先ほどの「市民等相互」というような形で全て統一規格にする必要はないと思うが、幅が広がりすぎる、もしくは違う観点で捉えられる可能性がある部分は変更しても問題ないか。

○会長

- ・一方で「民間同士」という表現があり、別のところで「民々同士」と言う表現が出てくると混乱するので、整理してもらえるといい。
- ・提言書の中で、民間同士の協働は重要な課題であり、議論してきたので、どのような言葉を使うかが重要なポイントかもしれない。

○委員

- ・第 1 条に目的があり、第 2 条にそれぞれ具体的な定義が記載されているが、第 5 項の協働の定義にのみ、「まちづくりを推進するために」という記載があり、何に向けてのまちづくりなのかということにスポットライトが当たっている。第 16 条は「条例改正について検討が必要」という結論になっているとおりに、この条文の「市民等は、快適な暮らしの実現のため」「解決に向けて互いに協力するよう努める」という表現は完全に時代遅れの文言ではないか。第 1 条に目的が記載されたうえに、第 2 条に「まちづくりを推進するために」という文言が入っているので、違和感がある。

○会長

- ・まちづくりの定義は特に記載がないが、第 16 条に書かれているまま意味を取ると、快適な暮らしを実現するために、コミュニティ活動の推進を超えた広い概念と考えられる。協働する場合、コミ

ユニティ活動はもちろん、福祉や環境、政策形成等々幅広い動きがあるので、まちづくりはかなり広い概念になるだろう。あまりに広いので、細かく定義しない方がむしろわかりやすいということで、あえて定義を書かなかったのではないかという気もする。条例で定義してしまうと、その定義に限定されてしまうので、まちづくりにおいてはあまり限定しない方がいいのではないか。

- ・第 16 条については改めて見直し、もう少し広く、一人一人の生き方や人間の多様性を大事にするという方向での調整が必要かもしれない。それは次のステップの議論にお任せしたい。

○委員

- ・今の意見を聞いて、第 2 条第 5 項の「まちづくりを推進するために」という言葉がなくてもいいのではないかと思った。言葉の定義が入っているので、目的と重複して違和感がある。言葉の定義としては、この「まちづくりを推進するために」という表現がなくてもいいのではないか。

○会長

- ・第 2 条についても「条例の改正について検討が必要」という結論になっているため、議論があったことを控えておき、次のステップで議論していただきたい。

○委員

- ・前回の議論で、第 2 条で「快適な暮らし」という言葉が出てきたうえで、第 16 条で突然「コミュニティ」という言葉が出てくるので、手段が引っ張られるのではないかという話があった。最初のところでは定義せずに言葉を出しておいて、後ろの条文に色々な方法が出てくるという理解でいいのではないか。このようなことは時代によって運用が変わるので、第 16 条について議論はあったが、全体を見るといい内容だと感じている。

○副会長

- ・提言書はとてもわかりやすくまとめられている。さらに、市民と市の関係性について、もちろん協働の関係にあり対等だということが書かれているが、実態的にはなかなかそれができていないという状況に対して、いかにこの条例の中で具体化していくかという話があるといいと思う。
- ・第 4 条の委員会意見として「シチズンシップをいかに高めていくか」とあるが、市職員も含めて市に関わるすべての人々が、何のために参画と協働をするのかということはいかに理解し、身につけていくかがポイントだと思う。市民はすでに存在し、行政もきちんと組織としてあるので、上手く仕組みづくりをすれば協働できるはずであり、このお互いが学び合う関係を表現したのが「シチズンシップ」という言葉かと思う。先ほどの「快適な暮らし」の話にも共通するが、様々な人たちとの関わりを含めた生活を各人が責任を持ちながら作っていくという意識をいかにして涵養していくかというポイントが条例の中にあってもいいと思う。改めて提言書を読むと、先ほどの「協働」や「快適な暮らし」或いは「まちづくり」という方向の中で、それぞれの意識の高め合いというような内容の意見があってもいいと感じた。

○会長

- ・基本的に生涯学習の場というのは、行政と市民が情報を知り、学習や意見交換をしながら理解を深め、具体的に実現するための方策を共に考えるという流れになる。これは行政と市民両方の役割だが、現在の生涯学習はあまりそのような場になっていないのが問題である。

○事務局

- ・条文に落とし込むのになじまない表現については、逐条解説で手厚く解説をし、「すべき」というばかりでなく、実現するために市としてどう取り組むかが重要だと感じている。条例を改正する場合、逐条解説で条例改正の意図を説明するような形にできるよう、次期の委員会に提案したうえで、今回いただいた意見を反映できればと考えている。

○会長

- ・「シチズンシップ」という言葉は馴染まない方がいるかもしれないし、なぜ横文字使うのかという意見もあるかもしれない。次のステップでは、中身をもう少し掘り下げた議論をしてもらえるといい。シチズンシップの「シップ」はメンバーシップの「シップ」と同じで、市民的考え方を共有するというようなことになろうかと思う。
- ・シチズンシップのために教育や学習が必要ということは世界的に共通した議論である。イギリスでも大規模なシチズンシップ教育に関する研究をとりまとめた報告書が出ているように、国を挙げてシチズンシップの底上げをしていこうという方策が出されている。日本でもシチズンシップ教育を推進しようという先生方がいて、様々な研究会で提案もされている。そのようなデータを見ながら、西宮市におけるシチズンシップはいかなるものであればいいかということ、まさに協働議論していくと面白いテーマだと思う。若いも若きも議論に参加してもらえるような方向へ進めてほしい。

○事務局

- ・市民だけでなく、市職員の立ち位置や役割についての記載もあればいいという話は、色々な項目に吸収されている。市職員がシチズンシップに対応していくような行政側の取組を進めていくべきだという意見をいただいたと認識している。

○会長

- ・市職員に関する意見は詳しく記載されているが、条文に入れるのは難しいかもしれない。市と言っても、それぞれの主体の人間の動きにかかってくるので、議論は必要。研修なども含めて、市職員をどのように扱うかは、先送りで申し訳ないが、次期の議論のテーマとなるという認識である。15ページでも市職員の役割について指摘しているので、ぜひその部分を提案させていただきたい。

○委員

- ・市職員に関して条文に入れる場合、第14条に「市職員についても」と記載してもいいと思う。
- ・第11条に関して、「会議資料と議事録を公表するのは当然のことです」との意見はそのとおりだと思うので、ぜひ条例にも、議事録だけでなく、「会議資料の公表に努める」というような内容を入れてほしい。議事録だけを読んでいてもわからないことがある。

○副会長

- ・市職員に関する記載を第14条に入れるのもいいと思うが、第3条の基本原則に、「市民は」という記載はあるが「市は」という記載がなく、平等に考えていくと、「では、市は何をするのか？」ということになる。今後、表現を検討する必要があると思うが、例えば、「市は市民との協働を本来業務とし」というような内容を基本原則として記載しておけば、参画と協働が目的ではなく、本当は手

段であると読めるのではないか。

○委員

- ・「市は」という言葉を入れてしまうと、記載されていることをできている・できていないというチェックになってしまうので、あえて入れないほうがいいのではないかと思う。運用面でこうすべきという旗振りではあるべきだが、「市は」という言葉を入れて市役所の役割として見てしまうと、できているかできていないか、もっとこうしろという話になってしまうのではないか。

○事務局

- ・市民の皆様については、我々公務員と違い、仕事ではなくボランティアの範囲の中で、一緒に考えていきませんかというような記載がある一方で、市は本来業務として、記載がなくても当然与えられた使命のようなものが根底にあるだろうということから、地方公務員法にかかることや、市職員の働き方にかかるような規定をこの条例に定めるのが適切かという考えの中で、あえて記載していないのではないか。

○副会長

- ・先ほどのシチズンシップの話もそうだが、業務ではないものとして参画と協働を受け取ってもらうことが重要だと思うので、条例に書き込むのは難しく、解説書に書き込むことになると思う。

○委員

- ・市役所の仕事としてではなく、市役所に勤務している人も市民等に含まれるので、市民等として参画してもらわなくてはいけないのではないか。初めて市職員アンケートの結果を見たとき、市職員の意識が低いのではないかと思ったが、様々な業務があり忙しいので、条文に入れるのは難しいと思う。一方で、市職員が市民等としてどれだけ参画しているのか疑問に思う。それを旗振りするのがこちらの部署だと思うので、条例をきちんと運用できるように、公務員として関わっている市役所の皆さんが率先して運営していただければより良くなると思う。

○会長

- ・市民としての立場に限定してしまうと、強制力はないので、市職員が個人として協働に参加することはできない。協働は原則的に組織同士の関係なので、市民個人と市役所が協働することはない。市民のグループや団体、NPO、事業所等が、市という組織とどのように関係を結ぶかが協働の原則なので、個人個人の意識づけは大事だが、組織としてどうするかが重要であり、市職員個人に限定すると、ここで扱う行政機関というものも有名無実になってしまうので、そうではないと思う。
- ・組織として職員の意識を高めるのは非常に大事だと思う。

○委員

- ・長い間ボランティアをしているが、市民が色々なことをしていても、なかなかお金も時間もない。行政も市民もお互いに上下関係があるような感じで、行政は仕事で上から目線になったり、反対に市民はしてもらって当たり前というようになったりするので、双方が win-win の関係で、市の職員は職員なりに、市民活動団体は頼るのではなく自分たちで活動していくための勉強をして、みんな

が住みやすいまちになるように、行政と市民がお互いの役割を話していく場が、シチズンシップや参画と協働だと理解している。

○会長

- ・行政と市民のグループが対等であるのは当然のこと。一方、第3条第2項で「市民は平等に市政に参画する」との記載があるが、そもそも市民同士は平等なので、この部分の制定当初の趣旨がよく分からない。

○事務局

- ・9ページの「市民の認知度も低いと思われます」という記載は主観的に感じられるため、見直したい。

○会長

- ・市民の認知度についてのアンケートを実施していればデータで話ができるが、調査をしていない場合は、あまり勝手に決めつけるとよくない。

○事務局

- ・市民アンケートは随時行っている。市としては、どこかのタイミングで状況を把握し、認知が低いのであれば、その原因をきちんと追求したうえで、認知してもらうことや制度を活用してもらうための運用の見直しにつなげる必要がある。

○会長

- ・認知度が低いのは必ずしも市民の責任だとは言えない。制度を作った側である行政が市民にうまく伝えきれてないところに原因の種がある。
- ・本日の意見を整理し、直すべきところがあれば文言を直していただきたい。

3. 報告事項

特になし

4. 事務連絡

○事務局

- ・本日いただいた意見も含めて再度提言書案を修正する。皆様に最終確認いただいた後、完成版とする。提言書は最終的に市に提出していただくことになる。会長と副会長に代表して市長へ直接手渡ししていただければと考えている。
- ・本日が、今任期最後の審議会となる。

○会長

- ・委員の皆さんから本委員会に参加した感想等をいただければと思う。

○委員

- ・ボランティアで色々な活動をしているが、市と市民のボランティア活動団体の両者にとって win-win で進めていけるように、意識を高めたいと思ういい機会になった。

○委員

- ・市民委員として参加し、意外と知らなかったことを知ることができた。また、西宮市が頑張っているということがわかった。今後とも頑張ってください。

○委員

- ・市について勉強しようと思い、委員に応募した。色々と学ぶことができ、会議の内容も勉強になった。これまでの審議内容を市長に提言することは理解したが、条例がいつ頃見直されるのか、実際にどのように運用されるのか等、今後の具体的なスケジュールを教えてください。

○事務局

- ・議論の中で、一部の条文について、改正が必要という意見や運用面の見直しを進めるべきという意見をいただいた。今後のスケジュールとしては、続いて始まる次期の委員会で条文改正や運用面の見直しの内容を議論いただいたうえで、条例改正案について来年度にパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんから意見をいただく。パブリックコメント終了後、議会の承認を得られれば、条例改正という流れになる。

○委員

- ・何に向けてのまちづくりなのか、何ゆえに参画と協働を進めるのかという部分がどうしても希薄になってくる。また、16条問題についても、市と市民一人一人との相互のエンパワメント状態が活力あるまちづくりにつながっていくということが、西宮市が持っている基本的なまちづくりの考え方だと思うが、そのことを尊重し合いながら、対等な関係の参画と協働を実現していくような条例運用が検討されていると言えるし、まだまだ直すべきところは直していかなければいけないと思う。色々と考えさせられる論議に参加できてよかった。
- ・最近、福祉の分野でも共生社会の実現がうたわれている。共生は、多様性を認めたとえでの一人一人の存在の価値に基づくものであり、環境や教育等の他の分野でも同じようなことが言われている。西宮市では三都市宣言の周年を迎えていることもあるので、例えば共生のまちづくり宣言や条例などがあれば勢いづくのではないかな。

○会長

- ・参画と協働は手段であり、「何のために」ということが大事。市として何のためにまちづくりをしていくかを整理し、まちづくりの方向性を全て書き込んだものが総合計画である。

○副会長

- ・今回の活動を通じて、西宮市には、自立的・自発的に自分たちのことを考える人が多く、その前提としてまちのことを考える人が多いと感じた。委員会の中で、市から、自発的・自立的な市民の方々に少し甘えていた部分があったという話があったのが印象的だった。個人の生活を中心に考える時代になってきた中で、西宮市でも、新たなまちや地域について一緒になって考えることを意識しな

がら自分の生活を考えていく時代になっており、そのために必要な基盤整備が重要だと改めて感じた。色々と勉強させていただき、地域の実情も教えていただいた。今後もお役に立てることがあればと思う。貴重な機会をありがとうございました。

○会長

- ・皆様のご協力に非常に感謝している。委員の皆さんから、まちを良くしていきたいという思いがひしひしと伝わってきて、すごく気持ちのいい委員会だった。これまでの議論の蓄積の上に次の展開がなされると思うので、今まで議論してきたことが活かされていくことを期待している。
- ・行政の皆さんもとても真摯に取り組まれていた。参画協働に関する報告書をきちんと毎年まとめている事例はあまり多くない。
- ・西宮市は、参画協働条例のおかげで10年近い蓄積がある。それを市民が見て、考えることで、参画と協働が進んでいくと思う。西宮市に乞うご期待という感じがしている。

5. 閉会

- ・堂村市民局長挨拶

以 上